

# 一般社団法人日本 FID バasketボール連盟 ドーピング防止規程

## 1. 世界ドーピング防止規程、日本ドーピング防止規程及び国際知的障がい者スポーツ連盟 ドーピング防止規程

1.1 一般社団法人日本 FID バasketボール連盟（以下、「JBF-FID」という。）は世界ドーピング防止規程（以下、「WADA 規程」という。）、日本ドーピング防止規程（以下、「JADA 規程」という。）、及び国際知的障がい者スポーツ協会（以下、「Inas」）の、世界ドーピング防止機構（以下、「WADA」という）による承認を受けたドーピング防止規定（以下、「Inas 規程」という。）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。

1.2 JBF-FID は WADA 規程に基づき、以下の役割及び責任等を担うものとする。

- (1) JBF-FID のドーピング防止方針及び規則が WADA 規程、JADA 規程、及び WADA による承認を受けた Inas 規程に準拠すること。
- (2) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）と協力すること。
- (3) Inas と協力すること。
- (4) JBF-FID に通常登録している競技者に対し、日本代表選手団の一員として国際大会に参加するための条件として、国際大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報を JADA に対し定期的に提出するよう義務付けること。
- (5) WADA 規程、JADA 規程、又は WADA による承認を受けた Inas 規程に違反した競技者又は競技者支援要員（Basketボール競技に関わる指導者、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、公式役職員、医師、医療従事者、親等）に対し、資格停止期間中、JBF-FID が主催する事業への参加は認めないこととする。
- (6) ドーピング防止教育を奨励すること。

## 2. ドーピング防止規程の適用

2.1 本規程は以下の者に対して適用される。

- (1) JBF-FID
- (2) 競技者
- (3) 日本代表チームのメンバー(スタッフ、選手等)
- (4) 競技者支援要員

2.2 ドーピング防止規則違反に対し、制裁措置が適用される

### 3. 義務

3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。

(1) 適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。

3.2 JBF-FID に通常登録している競技者は、日本代表選手団の一員として国際大会に参加するための条件として、国際大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報を JADA に対し定期的に提出する。

3.3 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。

(1) 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。

(2) 競技者の検査プログラムに協力すること。

(3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

### 4. 検査

JBF-FID は、WADA 規程、JADA 規程、及び JADA による承認を受けた Inas 規程に従い、ドーピング防止機関（WADA、JADA、Inas、国際パラリンピック委員会等）が行う検査の分析結果を承認する。

### 5. 本規程違反

5.1 ドーピング防止規則違反を犯すことは、本規程に違反する。

5.2 ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA 規程、JADA 規程の各第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第17条が適用される。

### 6. ドーピング防止規則違反の承認

JBF-FID は、全てのドーピング防止機関による、人がドーピング防止規則違反を犯したとの決定を理事会で承認し、かつ尊重する。ただし、その認定が WADA 規程及び JADA 規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

### 7. JBF-FID が課す制裁措置

7.1 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された人は、制裁措置の期間、日本代表ス

スタッフ、選手又はその選考の資格、並びに、**JBF-FID** で役職に就く資格を失う。

7.2 **JBF-FID** は、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

## 8. 懲戒措置手続

ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、**WADA** 規程、**JADA** 規程、及び **WADA** による承認を受けた **Inas** 規程に準拠して判断され、**WADA** 規程、**JADA** 規程、及び **WADA** による承認を受けた **Inas** 規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

## 9. 通知

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、**JBF-FID** は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

(1) 公益財団法人日本パラリンピック委員会

(2) **WADA** 規程第14.1条及び **JADA** 規程第14.3条に基づき、通知を受ける権利を有する者

(3) **Inas**

(4) **JADA**

(5) **JBF-FID** が通知を必要と考えるその他の人

## 10. 不服申立て

不服申立てについては、**JADA** 規程第13条の規定に従うものとする。

### 11. ドーピング防止規則違反の審査

ドーピング防止規則違反の審査 ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りが **CAS**、日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、**JBF-FID** はドーピング防止規則違反及びそのドーピング防止規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

### 12. 解釈

本規程は、**WADA** 規程、**JADA** 規程、及び **WADA** による承認を受けた **Inas** 規程に従い解釈されるものとする。

### 13. 規程の改廃

本規程の改廃は、理事会の議決によることとする。

附則 この規程は、2019年1月1日から施行する。